

配水管工事標準仕様書 改定の要旨

ページ	改定項目	主な改定内容
150	第4章 配水管工事 第1節 施工一般 4.1.6 管の切断	OGX形継手口径拡大に対応し記載内容を修正した。
164	第2節 一般事項 4.2.1	○継手チェックシートを民間事業者が開発したシステムにより作成可能とした。
169	4.2.5 GX形ダクティルキャスト鉄管の接合	OGX形継手口径拡大に対応し記載内容を修正した。
252	第7章 給水管工事 第3節 給水管の配管 7.3.1 材料の選定	○同上

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (4.1.6 管の切断)	現 行 (4.1.6 管の切断)
<p>(1) 施工区分 管の切断は、受注者が行わなければならない。</p> <p>(2) 鋳鉄管の切断 ア 受注者は、工事現場で切断する場合は、切断作業に要する補助労力、切断機据付け用足場、器具運搬、燃料等を準備すること。 イ 受注者は、設計図書及び配管箇所 の 測 量 に よ り 切 管 長 及 び 切 断 箇 所 を 決 め て、鋳鉄管の全周にわたり切断線を表示し、管軸に対して直角に切断すること。ただし、異形管は切断しないこと。 なお、切管の有効長は、原則として 100cm 以上とする。 ウ 受注者は、低騒音のパイプ切削切断機を使用して切断すること。特に夜間においては、騒音の発生を抑制し現場付近居住者の生活環境の保全に努めること。ただし、現場状況により施工上やむを得ない場合は、他の低騒音の管切断工具を使用することができる。 エ 受注者は、切用管材については、計画的に管理し、有効利用を図ること。 なお、残管が発生した場合は、受注者処分とすること。 オ 受注者は、呼び径 350 までの直管の切断面には、防食ゴム（呼び径 300 までの G X 形は防食キャップ）を施すこと。 カ 受注者は、防食ゴム（G X 形は防食キャップ）を使用しない場合は、切断面を清掃の上 JWWA K 139（水道用ダクタイトル鋳鉄管合成樹脂塗料）に適合した塗料を切断面に塗布すること。 なお、粉体塗装管の切断面の塗料による補修方法は、附則－3（管切断面補修要領）によること。</p> <p>(3) 鋼管の切断 ア 受注者は、切断線を中心に呼び径 1350 以下については、幅 30cm、呼び径 1500 以上については幅 40cm の範囲の塗覆装をはく離し、切断線を表示して切断すること。 イ 受注者は、切断作業中、内外面の塗覆装に引火しないよう保安措置を講じること。 ウ 受注者は、切断完了後、新管の開先形状に応じた開先仕上げを行うこと。 また、切断部分の塗覆装については、新管と同じ規格に仕上げること。</p> <p>(4) 塩ビ管等の切断 ア 受注者は、切断線を管軸に直角にマジックインキ等で全周に表示して切断すること。 イ 受注者は、中目ののこぎり等で切断線に沿って管軸に対して直角に切断すること。 ウ 受注者は、切断面をヤスリ等で平らに仕上げるとともに、切断面の内外周の面取りをすること。</p> <p>(5) 既設管の切断 受注者は、(1) から (4) までに準拠して、既設管の切断を行うこと。</p>	<p>(1) 施工区分 管の切断は、受注者が行わなければならない。</p> <p>(2) 鋳鉄管の切断 ア 受注者は、工事現場で切断する場合は、切断作業に要する補助労力、切断機据付け用足場、器具運搬、燃料等を準備すること。 イ 受注者は、設計図書及び配管箇所 の 測 量 に よ り 切 管 長 及 び 切 断 箇 所 を 決 め て、鋳鉄管の全周にわたり切断線を表示し、管軸に対して直角に切断すること。ただし、異形管は切断しないこと。 なお、切管の有効長は、原則として 100cm 以上とする。 ウ 受注者は、低騒音のパイプ切削切断機を使用して切断すること。特に夜間においては、騒音の発生を抑制し現場付近居住者の生活環境の保全に努めること。ただし、現場状況により施工上やむを得ない場合は、他の低騒音の管切断工具を使用することができる。 エ 受注者は、切用管材については、計画的に管理し、有効利用を図ること。 なお、残管が発生した場合は、受注者処分とすること。 オ 受注者は、呼び径 350 までの直管の切断面には、防食ゴム（G X 形は防食キャップ）を施すこと。 カ 受注者は、防食ゴム（G X 形は防食キャップ）を使用しない場合は、切断面を清掃の上 JWWA K 139（水道用ダクタイトル鋳鉄管合成樹脂塗料）に適合した塗料を切断面に塗布すること。 なお、粉体塗装管の切断面の塗料による補修方法は、附則－3（管切断面補修要領）によること。</p> <p>(3) 鋼管の切断 ア 受注者は、切断線を中心に呼び径 1350 以下については、幅 30cm、呼び径 1500 以上については幅 40cm の範囲の塗覆装をはく離し、切断線を表示して切断すること。 イ 受注者は、切断作業中、内外面の塗覆装に引火しないよう保安措置を講じること。 ウ 受注者は、切断完了後、新管の開先形状に応じた開先仕上げを行うこと。 また、切断部分の塗覆装については、新管と同じ規格に仕上げること。</p> <p>(4) 塩ビ管等の切断 ア 受注者は、切断線を管軸に直角にマジックインキ等で全周に表示して切断すること。 イ 受注者は、中目ののこぎり等で切断線に沿って管軸に対して直角に切断すること。 ウ 受注者は、切断面をヤスリ等で平らに仕上げるとともに、切断面の内外周の面取りをすること。</p> <p>(5) 既設管の切断 受注者は、(1) から (4) までに準拠して、既設管の切断を行うこと。</p>

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (4.2.1 一般事項)	現 行 (4.2.1 一般事項)
<p>(1) 配水管工による施工 受注者は、管の接合を 4.1.3 (配水管工) に規定する配水管工の責任において行わせること。</p> <p>(2) 接合前の点検 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品、必要器具・工具等を点検し確認すること。</p> <p>(3) 異物の除去 受注者は、接合に当たって、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪、ゴム輪等に付着している油、砂その他の異物を完全に除去すること。</p> <p>(4) 押輪、ゴム輪等の確認 受注者は、押輪、ゴム輪等の形状及び方向を確認し、接合すること。</p> <p>(5) 管及びゴム輪の押込み 受注者は、受口内面、挿し口外面及びゴム輪に滑剤を塗布し、受口と挿し口の間隔を上下左右均等に保ちながら、管及びゴム輪を押し込むこと。 なお、押込みに際しては、ゴム輪を鋭利なもので叩いたり、押ししたりして損傷させないようにすること。</p> <p>(6) 管の接合 受注者は、継手（接合完了後の継手も含む。）の拔出しがないように管を接合すること。</p> <p>(7) 接合状態の再確認 受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再確認するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所には防食塗料を塗布すること。</p> <p>(8) 継手チェックシート 受注者は、接合作業において、記載例集の「継手チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。なお、継手チェックシートの作成に当たっては、監督員と協議し承諾を得た上で、民間事業者で開発された施工管理システム等を利用することができる。その場合、作成、提出する書類等の様式については、記載例集に定める様式でなくても差し支えない。</p> <p>(9) 切断及び溝切り加工 受注者は、切断及び溝切り加工を行う場合は、原則として、加工機械を安定的に据え付けることができ、安全かつ確実な施工が可能な場所で行うこととし、記載例集の「継手溝切チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(10) 接合要領書 受注者は、接合に先立ち、「接合要領書」（日本ダクタイル鉄管協会）を確認すること。</p>	<p>(1) 配水管工による施工 受注者は、管の接合を 4.1.3 (配水管工) に規定する配水管工の責任において行わせること。</p> <p>(2) 接合前の点検 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品、必要器具・工具等を点検し確認すること。</p> <p>(3) 異物の除去 受注者は、接合に当たって、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪、ゴム輪等に付着している油、砂その他の異物を完全に除去すること。</p> <p>(4) 押輪、ゴム輪等の確認 受注者は、押輪、ゴム輪等の形状及び方向を確認し、接合すること。</p> <p>(5) 管及びゴム輪の押込み 受注者は、受口内面、挿し口外面及びゴム輪に滑剤を塗布し、受口と挿し口の間隔を上下左右均等に保ちながら、管及びゴム輪を押し込むこと。 なお、押込みに際しては、ゴム輪を鋭利なもので叩いたり、押ししたりして損傷させないようにすること。</p> <p>(6) 管の接合 受注者は、継手（接合完了後の継手も含む。）の拔出しがないように管を接合すること。</p> <p>(7) 接合状態の再確認 受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再確認するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所には防食塗料を塗布すること。</p> <p>(8) 継手チェックシート 受注者は、接合作業において、記載例集の「継手チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(9) 切断及び溝切り加工 受注者は、切断及び溝切り加工を行う場合は、原則として、加工機械を安定的に据え付けることができ、安全かつ確実な施工が可能な場所で行うこととし、記載例集の「継手溝切チェックシート」を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(10) 接合要領書 受注者は、接合に先立ち、「接合要領書」（日本ダクタイル鉄管協会）を確認すること。</p>

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改定 (4.2.5 GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合)

(1) 一般事項

受注者は、GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合については、4.2.3 (NS形ダクタイトイル鑄鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。

ア 受注者は、接合時、表 4.12 に示す標準胴付間隔にすること。

表 4.12 標準胴付間隔 (単位 mm)

呼び径	胴付間隔
	Y
75・100	45
150～250	60
300	72
350	74
400	75

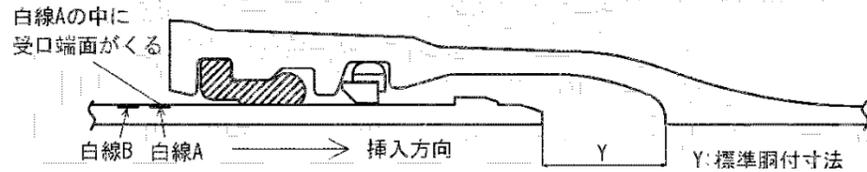
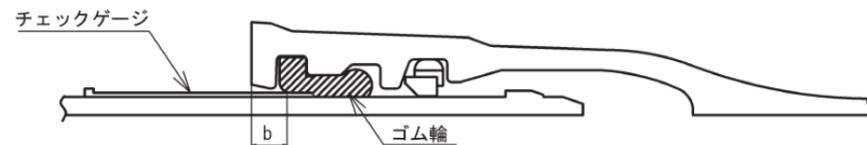


図 4.8 接合状態図

イ 受注者は、管挿入後、受口と挿し口の隙間にチェックゲージの厚さ 2 mm 側を差し込み、その入り込み量 (b) が表 4.13 に示す合格範囲内であることを確認すること。合格範囲外があった場合は、厚さ 4mm 側を差し込み、再度測定すること。(2 mm のチェックゲージで合格範囲外でも 4 mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。)

ウ 受注者は、厚さ 2 mm、4 mm のいずれかのチェックゲージを用いても、入り込み量 (b) が、表 4.13 に示す合格範囲外の場合は、継手を解体して点検すること。



b: チェックゲージの入り込み量

図 4.9 チェックゲージを用いたゴム輪の位置確認

現行 (4.2.5 GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合)

(1) 一般事項

受注者は、GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合については、4.2.3 (NS形ダクタイトイル鑄鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。

ア 受注者は、接合時、表 4.12 に示す標準胴付間隔にすること。

表 4.12 標準胴付間隔 (単位 mm)

呼び径	胴付間隔
	Y
75・100	45
150～250	60

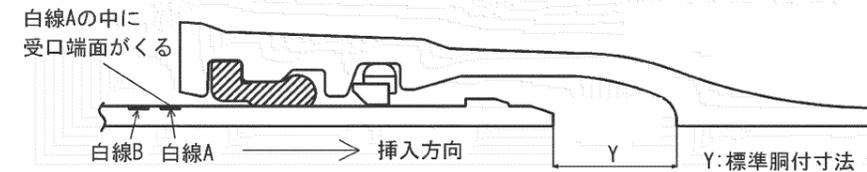
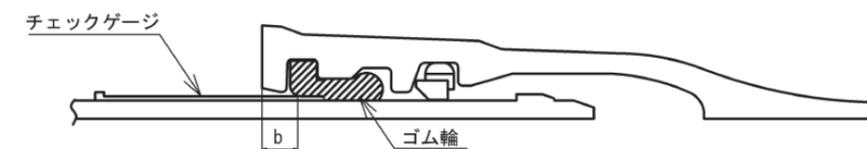


図 4.8 接合状態図

イ 受注者は、管挿入後、受口と挿し口の隙間にチェックゲージの厚さ 2 mm 側を差し込み、その入り込み量 (b) が表 4.13 に示す合格範囲内であることを確認すること。合格範囲外があった場合は、厚さ 4mm 側を差し込み、再度測定すること。(2 mm のチェックゲージで合格範囲外でも 4 mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。)

ウ 受注者は、厚さ 2 mm、4 mm のいずれかのチェックゲージを用いても、入り込み量 (b) が、表 4.13 に示す合格範囲外の場合は、継手を解体して点検すること。



b: チェックゲージの入り込み量

図 4.9 チェックゲージを用いたゴム輪の位置確認

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改定 (4.2.5 GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合)

表 4.13 チェックゲージ入り込み量の合格範囲

【呼び径 75～250 (2mm、4mm共通)】

呼び径	合格範囲 (mm)
75	8 ～ 18
100	8 ～ 18
150	11 ～ 21
200	11 ～ 21
250	11 ～ 21

【呼び径 300～400 (2mmのみ)】

呼び径	合格範囲 (mm)
300	14 ～ 24
350	14 ～ 25
400	14 ～ 25

エ 受注者は、切管を行う場合は、1種管を使用すること。

オ 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、呼び径 75～300 においては、直管受口に接合する場合は P-Link を用いて行い、異形管受口に接合する場合は、G-Link を用いること。呼び径 350～400 においては、図 4.9-1 を用いて溝切り加工を行い、附則一3 (管切断面補修要領) による塗料の補修を行った後、切管用挿し口リングを取り付けること。

また、挿し口に白線 2 本を図 4.9-2 及び表 4.13-1 により表示すること。

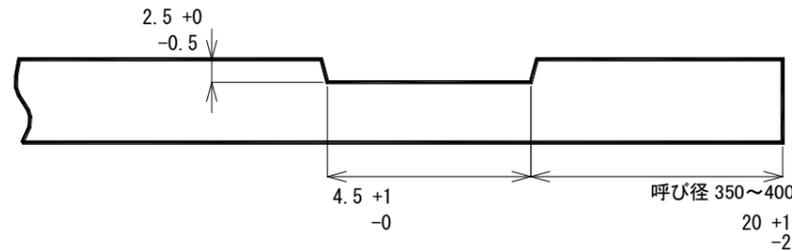


図 4.9-1 溝切り加工図及び寸法 (単位 mm)

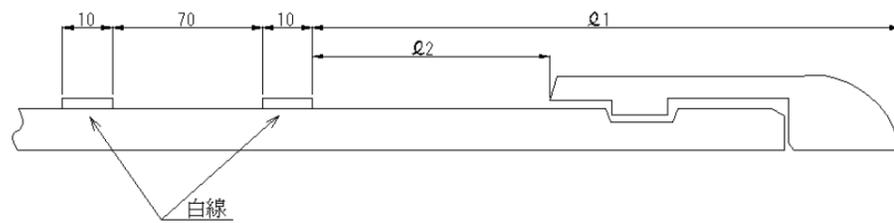


図 4.9-2 白線表示位置図 (単位 mm)

表 4.13-1 φ1、φ2 寸法 (単位 mm)

口径	φ1	φ2
350	235	197
400	240	202

カ 受注者は、直管と異形管とで使用使用するゴム輪の形状が異なるので、使用前に形状を確認すること。

現行 (4.2.5 GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合)

表 4.13 チェックゲージ入り込み量の合格範囲 (2mm、4mm 共通)

(単位 mm)

呼び径	合格範囲
75	8 ～ 18
100	8 ～ 18
150	11 ～ 21
200	11 ～ 21
250	11 ～ 21

エ 受注者は、切管を行う場合は、1種管を使用すること。

オ 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、原則、直管受口に接合する場合は P-Link を用いて行い、異形管受口に接合する場合は、G-Link を用いること。

カ 受注者は、直管と異形管とで使用使用するゴム輪の形状が異なるので、使用前に形状を確認すること。

(2) P-Link を用いる場合の接合

ア 受注者は、P-Link を使用する場合は、図 4.10 に示すように P-Link を含めて 1 本の切管として使用すること。そのため、管の切断長さは、切管有効長から P-Link の有効長 (表 4.14 参照) を差し引いて決定すること。

また、P-Link は、異形管や継ぎ輪と接合できない。

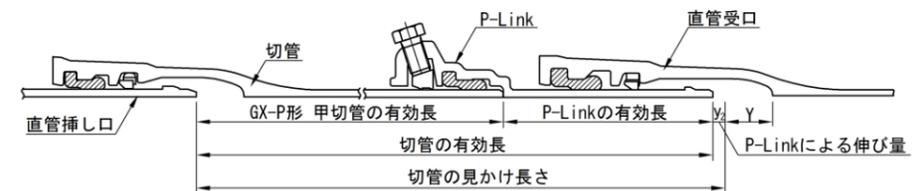


図 4.10 P-Link を用いた切管有効長

表 4.14 P-Link の有効長 (単位 mm)

呼び径	P-Link の有効長	P-Link による伸び量 y2
75	180	17
100	180	20
150	210	23
200	220	22
250	220	23

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改定 (4.2.5 GX形ダクティル鉄管の接合)

(2) P-Link を用いる場合の接合 (適用呼び径 : 75~300)

ア 受注者は、P-Link を使用する場合は、図 4.10 に示すように P-Link を含めて 1 本の切管として使用すること。そのため、管の切断長さは、切管有効長から P-Link の有効長 (表 4.14 参照) を差し引いて決定すること。

また、P-Link は、異形管や継ぎ輪と接合できない。

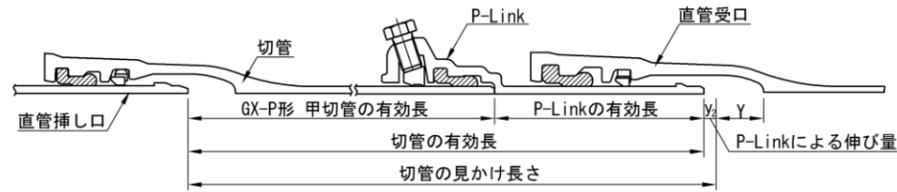


図 4.10 P-Link を用いた切管有効長

表 4.14 P-Link の有効長 (単位 mm)

呼び径	P-Link の有効長	P-Link による伸び量 y2
75	180	17
100	180	20
150	210	23
200	220	22
250	220	23
300	267	20

イ 受注者は、P-Link にゴム輪を取り付ける前に、P-Link 端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面 (又は円周 4 か所) に白線で明示すること。

ウ 受注者は、P-Link にゴム輪をセットし、切管挿し口を白線位置まで挿入後、ゴム輪の位置確認を行うこと。厚さ 0.5mm の隙間ゲージの入り込み量が、表 4.15 に示す合格範囲内にあることを確認すること。合格範囲外であった場合は、厚さ 2mm のチェックゲージを差し込み、再度ゴム輪の位置確認を行うこと (0.5mm の隙間ゲージで合格範囲外でも、2mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。ただし、いずれを用いても合格範囲外の場合は、解体して点検し、再度接合するときは、ゴム輪は新しいものと交換する。)

表 4.15 ゲージ入り込み量の合格範囲 (単位 mm)

呼び径	合格範囲
75	54~63
100	57~66
150	57~66
200	63~72
250	63~72
300	70~80

現行 (4.2.5 GX形ダクティル鉄管の接合)

イ 受注者は、P-Link にゴム輪を取り付ける前に、P-Link 端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面 (又は円周 4 か所) に白線で明示すること。

ウ 受注者は、P-Link にゴム輪をセットし、切管挿し口を白線位置まで挿入後、ゴム輪の位置確認を行うこと。厚さ 0.5mm の隙間ゲージの入り込み量が、表 4.15 に示す合格範囲内にあることを確認すること。合格範囲外であった場合は、厚さ 2mm のチェックゲージを差し込み、再度ゴム輪の位置確認を行うこと (0.5mm の隙間ゲージで合格範囲外でも、2mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。ただし、いずれを用いても合格範囲外の場合は、解体して点検し、再度接合するときは、ゴム輪は新しいものと交換する。)

表 4.15 ゲージ入り込み量の合格範囲 (単位 mm)

呼び径	合格範囲
75	54~63
100	57~66
150	57~66
200	63~72
250	63~72

エ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。

(3) G-Link を用いる場合の接合

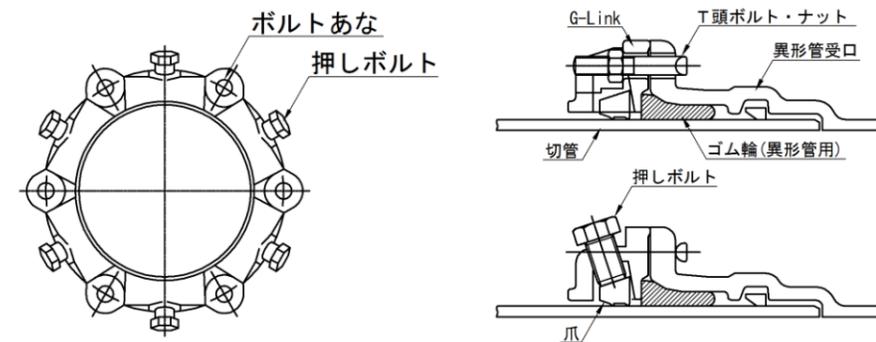


図 4.11 G-Link の構造

ア 受注者は、G-Link を使用する場合は、異形管受口に接合すること。

イ 受注者は、ロックリング及びストッパが、所定の受口溝に正常な状態にあるか目視及び手で触って確認すること。

ウ 受注者は、G-Link 及びゴム輪を挿し口にセットする前に、異形管受口端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面 (又は円周 4 か所) に白線で明示すること。

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改定 (4.2.5 GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合)

エ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。

(3) G-Link を用いる場合の接合 (適用呼び径 : 75~300)

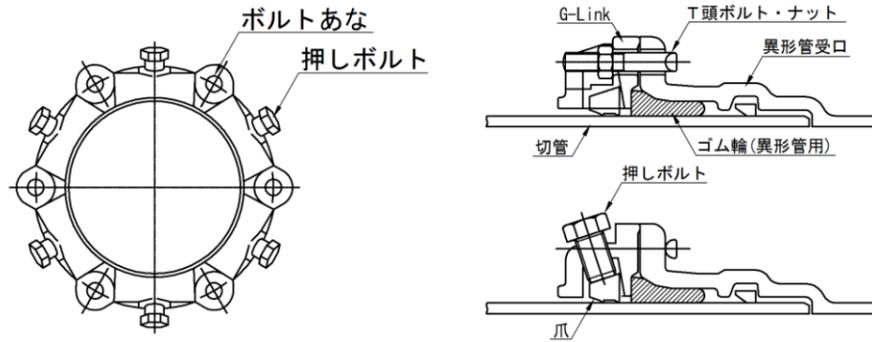


図 4.11 G-Link の構造

- ア 受注者は、G-Link を使用する場合は、異形管受口に接合すること。
- イ 受注者は、ロックリング及びストッパが、所定の受口溝に正常な状態にあるか目視及び手で触って確認すること。
- ウ 受注者は、G-Link 及びゴム輪を挿し口にセットする前に、異形管受口端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面 (又は円周 4 か所) に白線で明示すること。
- エ 受注者は、その明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認したら、ストッパを引き抜くこと。これによりロックリングが挿し口外面に抱きつき、継手が抜け出さないことを確認すること。

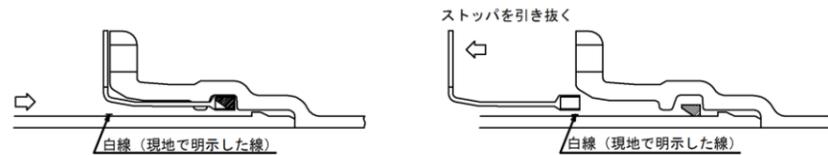


図 4.12 挿し口の挿入

- オ 受注者は、受口と G-Link の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながらナットを締め付け、G-Link の施工管理用突部と受口が接触するまで行うこと。締め付け完了後は、G-Link の施工管理用突部と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージ (厚さ 0.5mm) で確認すること。

現行 (4.2.5 GX形ダクタイトイル鑄鉄管の接合)

エ 受注者は、その明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認したら、ストッパを引き抜くこと。これによりロックリングが挿し口外面に抱きつき、継手が抜け出さないことを確認すること。

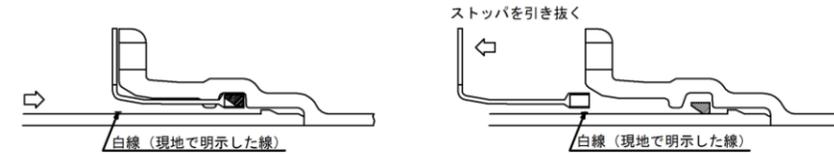


図 4.12 挿し口の挿入

- オ 受注者は、受口と G-Link の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながらナットを締め付け、G-Link の施工管理用突部と受口が接触するまで行うこと。締め付け完了後は、G-Link の施工管理用突部と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージ (厚さ 0.5mm) で確認すること。

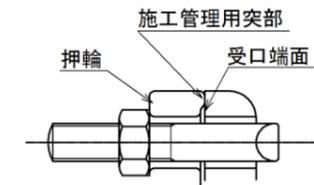
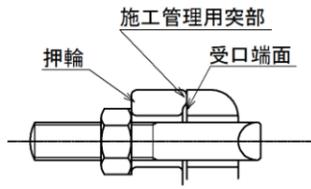


図 4.13 締め付け完了の状態

- カ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (4.2.5 GX形ダクティル鑄鉄管の接合)	現 行 (4.2.5 GX形ダクティル鑄鉄管の接合)
<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.13 締め付け完了の状態</p> <p>カ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。</p>	

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (7.2.4 耐震型割 T 字管による取出し)

受注者は、給水管の口径が 75 mm～150 mm で配水小管が鋳鉄管の場合、原則として、耐震形割 T 字管（以下「割 T 字管」という。）により取出しを行うこと（表 7.5）。割 T 字管は、可とう部、止水弁（制水弁）が組み込まれた構造であり、給水管との継手構造は、**G X 形接合用挿口（挿口突部なし）**になっている。

なお、配水小管へのせん孔は、割 T 字管用のせん孔機を使用すること。

表 7.5 割 T 字管の種類及び呼び径 (単位 mm)

種 類		呼 び 径		
被分岐管	記 号	止水機構	継手機構	割 T 字機構
鋳鉄管 (ミリ)	D 又は C	75	75	100, 150, 200, 250, 300, 350
		100	100	150, 200, 250, 300, 350
		150	150	200, 250, 300, 350

現 行 (7.2.4 耐震型割 T 字管による取出し)

受注者は、給水管の口径が 75 mm～150 mm で配水小管が鋳鉄管の場合、原則として、耐震形割 T 字管（以下「割 T 字管」という。）により取出しを行うこと（表 7.5）。割 T 字管は、可とう部、止水弁（制水弁）が組み込まれた構造であり、給水管との継手構造は、**G X 形及び NS 形挿し口**になっている。

なお、配水小管へのせん孔は、割 T 字管用のせん孔機を使用すること。

表 7.5 割 T 字管の種類及び呼び径 (単位 mm)

種 類		呼 び 径		
被分岐管	記 号	止水機構	継手機構	割 T 字機構
鋳鉄管 (ミリ)	D 又は C	75	75	100, 150, 200, 250, 300, 350
		100	100	150, 200, 250, 300, 350
		150	150	200, 250, 300, 350

配水管工事標準仕様書 新旧対象表

改 定 (7.3.1 材料の選定)	現 行 (7.3.1 材料の選定)
<p>(1) 道路下に使用する給水管</p> <p>ア 受注者は、道路下に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの取出し部分から、当該取出し部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で取出し部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて、次の材料を使用すること（東京都給水条例施行規程第6条の2）。</p> <p>(ア) 50 mm以下の給水管は、原則として JWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管 B (SUS316) を使用し、当局が指定する工事については、JWWA G115 水道用ステンレス鋼管 B (SUS316) を使用すること。ただし、ステンレス鋼管以外の給水装置から分岐する場合は、分岐部直近にステンレス製めねじ付ソケットを設置して、宅地内第一止水栓までの布設は、上記「50 mm以下の給水管」の材料を使用する。</p> <p>(イ) 75 mm以上の給水管は、75～300 mmについては、JWWA G 120 水道用 G X形ダクタイトイル鑄鉄管、350 mmについては、JWWA G 113 水道用ダクタイトイル鑄鉄管（N S形）を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、給水管に使用する継手については次の材料を使用すること。</p> <p>(ア) 波状ステンレス鋼管 B (SUS316) 及びステンレス鋼管 B (SUS316) の使用が指定されている道路の配管に使用する継手は、当局が指定した伸縮可とう式継手を使用する。 なお、接合における溝付け位置は管端面から 49mm とすること。</p> <p>(イ) G X及びN S形ダクタイトイル鑄鉄管の配管に使用する継手は、当局が指定した異形管を使用すること。</p> <p>(2) 宅地内に使用する給水管</p> <p>受注者は、宅地内に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により、ステンレス鋼管、ダクタイトイル鑄鉄管のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日付厚生省令第14号）に適合する管から適切なものを使用すること。</p>	<p>(1) 道路下に使用する給水管</p> <p>ア 受注者は、道路下に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの取出し部分から、当該取出し部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で取出し部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて、次の材料を使用すること（東京都給水条例施行規程第6条の2）。</p> <p>(ア) 50 mm以下の給水管は、原則として JWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管 B (SUS316) を使用し、当局が指定する工事については、JWWA G115 水道用ステンレス鋼管 B (SUS316) を使用すること。ただし、ステンレス鋼管以外の給水装置から分岐する場合は、分岐部直近にステンレス製めねじ付ソケットを設置して、宅地内第一止水栓までの布設は、上記「50 mm以下の給水管」の材料を使用する。</p> <p>(イ) 75 mm以上の給水管は、75～250 mmについては、JWWA G 120 水道用 G X形ダクタイトイル鑄鉄管、300～350 mmについては、JWWA G 113 水道用ダクタイトイル鑄鉄管（N S形）を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、給水管に使用する継手については次の材料を使用すること。</p> <p>(ア) 波状ステンレス鋼管 B (SUS316) 及びステンレス鋼管 B (SUS316) の使用が指定されている道路の配管に使用する継手は、当局が指定した伸縮可とう式継手を使用する。 なお、接合における溝付け位置は管端面から 49mm とすること。</p> <p>(イ) G X及びN S形ダクタイトイル鑄鉄管の配管に使用する継手は、当局が指定した異形管を使用すること。</p> <p>(2) 宅地内に使用する給水管</p> <p>受注者は、宅地内に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により、ステンレス鋼管、ダクタイトイル鑄鉄管のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日付厚生省令第14号）に適合する管から適切なものを使用すること。</p>